

新技術活用促進システムに関する実施要領

平成17年4月1日
県土整備部技術企画課

第1 趣旨

この要領は、新技術活用促進システムの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

新技術活用促進システム（以下「本システム」という。）は、土木・建築分野における新技術で、宮崎県内の企業が開発等に関わった新技術（以下「県内関連技術」という。）、宮崎県内の公共事業で活用した新技術（以下「県内活用技術」という。）、その他の有用な新技術の情報提供を目的とする。

第3 定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認され、実用化されている土木・建築等に関する技術であって、従来技術に比べて活用の効果が同程度以上又は従来にはない画期的な技術、工法、製品、材料等をいう。
- (2)「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や県等が定める基準等を満足することをいう。
- (3)「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- (4)「従来技術」とは、歩掛り等が整備されるなど公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術等をいう。
- (5)「技術開発者」とは、技術を開発した民間事業者等又は当該技術についてそれを行行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。
- (6)「県内の企業」とは、主たる営業所（本店）が宮崎県内にある企業をいう。
- (7)「資材」とは、新技術に用いる部材又は製品をいう。

第4 申請

本システムの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を（公財）宮崎県建設技術推進機構（以下「推進機構」という。）に提出するものとする。

なお、申請に当たっては、県内関連技術、県内活用技術及びその他技術に区分けするものとする。

1 申請区分

(1) 県内関連技術

県内関連技術は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- ア 県内の企業が技術開発者であるもの
- イ 主たる資材の製造工場が県内にあるもの
- ウ 資材の主たる原材料が宮崎県内産であるもの

(2) 県内活用技術

県内活用技術は、宮崎県内の公共工事（国、県、市町村発注）で活用実績のあるものとする。

(3) その他技術

その他技術は、県内関連技術及び県内活用技術以外で次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

ア 国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）に登録され又は建設技術審査証明の発行を受けたもの

イ 国又は全国の公共工事での活用実績のあるもの

2 申請書類の提出

(1) 申請書類は、次のとおりとする。なお、その他資料以外の資料及び様式第2号に添付した画像ファイルは、電子データも併せて提出するものとする。

- ・新技術登録申請書（様式第1号） 1部
- ・新技術説明資料（様式第2号） 1部
- ・新技術概要書（様式第3号） 1部
- ・施工実績一覧表（様式第4号） 1部
- ・その他資料（A4版紙ファイル綴じ） 1部

(2) 変更申請の場合は、様式第1号に代えて様式第1-1号を提出するものとする。

(3) 登録期間延長の申し出の場合は、様式第1号に代えて様式第1-2号を提出するものとする。

(4) その他資料は、推進機構のホームページに記載のあるものとする。

(5) 県内関連技術及び県内活用技術に申請する場合、申請者は、1の申請区分のどの該当に該当するかを確認できる資料を併せて提出しなければならない。

第5 登録審査

1 登録審査の実施方法

(1) 推進機構に申請（変更申請も含む。）のあった新技術について、技術企画課は、県土整備部技術調整委員会（以下「委員会」という。）へ登録審査を付議するものとする。ただし、別に定める審査基準に基づき委員会による登録審査を省略できるとこととする。

(2) 登録審査において委員会は、申請者に対し追加資料の提出及び委員会での説明を求めることができる。

(3) 委員会は、登録された新技術の中から実地条件下での適用性及び活用の効果等を検証することが必要と認める新技術を選定し、別に定める方法により新技術モデル工事として実施することができる。

(4) 申請料は徴収しない。なお、申請書類の作成に係る費用は申請者が全額負担する。委員会より求められた追加資料の作成に係る費用についても、同様とする。

2 申請者への通知

委員会は、登録審査の結果を申請者に通知するものとする。また、申請者から登録審査の結果について、説明を求められた場合には書面で回答するものとする。

第6 新技術モデル工事

1 委員会が新技術モデル工事として選定した場合又は別に定める活用後の評価が必要と判断した場合には、申請者は、検証に必要な資料の収集に協力しなければならない。

2 委員会は、資料の提出等について、申請者に通知するものとする。

3 検証に必要な費用は、原則申請者の負担とする。

第7 登録期限

- 1 登録期限は、本システムに登録した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとする。ただし、申請者から登録期限の10日前までに登録期限の延長の申し出があったものは、登録期限を5年延長することができる。なお、変更申請による登録期限の変更は行わないものとする。
- 2 その他技術については、登録期限の延長を1回のみとするが、県内関連技術及び県内活用技術は延長回数の制限を設けない。

第8 登録抹消

委員会は、次のいずれかに該当する場合は、本システムの登録を抹消するものとする。

- (1) 登録期限が過ぎたとき
- (2) 申請者が書面で登録の抹消を申し出たとき
- (3) 申請内容に虚偽の記載が認められたとき
- (4) その他、委員会が必要と認めたとき

第9 責任の所在

- 1 本システムは、開発者の申請に基づき新技術情報を一般に広く提供するためのものであり、県は登録された技術の性能や特許等について、保証するものではない。
- 2 登録された技術の使用等に関する苦情、紛争等の対応は登録者が行い、県は技術の使用等により生じた損害等については何ら責任を負うものではない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。